

[事案 2021-229] 新契約無効請求

・令和4年4月6日 裁定終了

<事案の概要>

契約した保険が希望していた個人年金保険ではなかったことを理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成28年6月に契約した終身保険について、以下等の理由により、契約を無効として、既払込保険料を返還してほしい。

- (1) 募集人に対して、個人年金保険料控除を使いたいと伝え、個人年金保険の提案を依頼したところ、個人年金保険と終身保険を提案された。
- (2) 募集人には、あらかじめ個人年金保険に加入する意思を伝えていたため、個人年金保険の手続であると思い申込手続を行った。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、申立人から、老後資金を確保するために毎月積立を行い、年金として受け取れるような保険を希望しているとの意向を聞き、個人年金保険と終身保険を提案したところ、年金受取期間は終身で、個人年金保険料控除を受けたいとの希望を聞いた。
- (2) 募集人は、2種類の内容を比較しながら説明したうえで、個人年金保険は年金を終身で受け取ることができず、終身保険であれば終身受け取りが可能であること、個人年金保険は個人年金保険料控除を受けられるが、終身年金では受けられない旨を説明したところ、申立人は終身保険を選択した。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を実施した。

2. 裁定結果

上記手続の結果、契約した保険が希望していた個人年金保険ではなかったことを理由とした契約の無効は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。